

別紙 7 令和 8・9・10 年度 建設工事
高砂市入札参加資格審査申請書受付証

申請者 (本店情報)	住所又は所在地	受 付 印
	商号又は名称	
	代表者職名	
	代表者氏名	

1 審査結果

不適格者については、令和 8 年 3 月 31 日までに通知します。通知のない場合は、資格者名簿に登載されたものとみなしてください。

2 有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 次年度以降の納税証明書の提出

令和 9 年 1 月 31 日までに令和 8 年 12 月 1 日以降に証明されたもの（令和 9 年度分）を、令和 10 年 1 月 31 日までに令和 9 年 12 月 1 日以降に証明されたもの（令和 10 年度分）を郵送で提出してください。提出がない場合は、入札等に参加することができません。

国税の納税証明書	1 所轄の税務署発行のもの 2 個人の場合は、申告所得税・消費税及び地方消費税の証明されたもの（申請代表者名義のもの）様式その 3 の 2 3 法人の場合は、法人税・消費税及び地方消費税の証明されたもの（申請法人名義のもの）様式その 3 の 3 4 消費税及び地方消費税の証明は免税業者も必要
市税完納証明書	1 高砂市発行のもの 2 本店が高砂市内にある者は本店用 1 通を提出 3 受任者が高砂市内にある者は本店用と受任者用の計 2 通を提出（受任者用は当該受任者名義のもの） ※ 個人の場合は申請代表者名義のもの、法人の場合は申請法人名義のものであること

※納税又は徴収の猶予を受けている場合は、「猶予許可通知書」の写しを提出してください。

4 変更届等

- (1) 申請内容（別表 1 変更届について 参照）に変更が生じたとき
その都度直ちに書面により、契約管財課まで届け出てください。
- (2) 業務に関し、暴力、贈賄等不正行為により逮捕又は書類送検されたとき、建設業法の規定に基づく監督処分等を受けたとき及び公正取引委員会に排除措置命令等を受けたとき
直ちに書面（任意の様式）により、契約管財課まで届け出てください。

5 経営事項審査について

有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の提出がない場合は、入札等に参加することができません。

6 お問い合わせ先

高砂市財務部財務室契約管財課
〒 676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
TEL 079 (443) 9011

別表 1 変更届について

- * 変更届は任意の様式（申請者が記名押印のうえ、変更前と変更後の記載がされたもの）。
- * 他業種（「測量・建設コンサルタント等」、「物品・その他」）でも登録されている場合は、業種毎に変更の届出が必要。
- * 郵送可。
- * 添付書類は、委任状以外は写し可。
- * 有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の提出がない場合は、入札等に参加することができません。
- * 合併、分割等による変更の場合は、契約管財課までお問い合わせください。

変 更 事 項		添 付 書 類
商号又は名称		(1) 法人の場合は、登記事項証明書 (2) 受任者設置の場合は、委任状
代表者職名		(1) 受任者設置の場合は、委任状
代表者氏名		(1) 法人の場合は、登記事項証明書 (2) 個人の場合は、身分（身元）証明書、住民票抄本及び納税証明書 (3) 受任者設置の場合は、委任状
代表者所在地		(1) 法人の場合は、登記事項証明書 (2) 受任者設置の場合は、委任状 (3) 高砂市内に変更の場合は、市税完納証明書（高砂市発行）、事業所確認書、経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿、監理技術者証（監理技術者講習修了証を含む）、合格証明書、営業所技術者等証明書等。新規雇用があった場合は、新規雇用を証する書類。 (4) 建設業許可変更届出書（第二面を含む）。
電話・FAX・メールアドレス		
受任者設置		(1) 委任状 (2) 高砂市内に設置の場合は、市税完納証明書（高砂市発行）、事業所確認書、経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿、監理技術者証（監理技術者講習修了証を含む）、合格証明書、営業所技術者等証明書等。新規雇用があった場合は、新規雇用を証する書類。 (3) 建設業許可申請書（別紙二を含む）。変更があった場合は、変更届出書（第二面を含む）。
受任者廃止		(1) 建設業許可申請書（別紙二を含む）。変更があった場合は、変更届出書（第二面を含む）。
受任者名称		(1) 委任状 (2) 建設業許可変更届出書（第二面を含む）。
受任者職名		(1) 委任状
受任者氏名		(1) 委任状
受任者所在地		(1) 委任状 (2) 高砂市内に変更の場合は、市税完納証明書（高砂市発行）、事業所確認書、経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿、監理技術者証（監理技術者講習修了証を含む）、合格証明書、営業所技術者等証明書等。新規雇用があった場合は、新規雇用を証する書類。 (3) 建設業許可変更届出書（第二面を含む）。
受任者電話・FAX・メールアドレス		
資本金		(1) 登記事項証明書
使用印鑑		
関連会社		(1) 関連会社申告書
建設業許可		(1) 建設業許可通知書又は許可証明書（許可区分の表示のあるもの） (2) 建設業法第3条の「営業所」が2以上ある場合は、建設業許可申請書（別紙二を含む）。変更があった場合は、変更届出書（第二面を含む）。 (3) 希望工種の追加がある場合は、希望工種入力票。
技術職員	※市内・準市内 業者の場合	(1) 追加の場合は、監理技術者証（監理技術者講習修了証を含む）、合格証明書等。新規雇用の場合は、新規雇用を証する書類。
専任技術者		(1) 営業所技術者等証明書。許可行政庁の受付印のある建設業許可申請書又は変更届出書の表紙を添付する。
経営事項審査		(1) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（変更届の提出は必要なし）